

錢ヲレトモ従来ノ如ク
一回以上ノ者ハ五錢ニ
セラレ度

十三、夜間作業ニ從事
スル職工ノ加給ニシテ
午前一時ヲ經過スル
時々五時間分ヲ支給
マシレ度

十四、國滿ニスルカ為メナルヲ以テ工廠全体
ノ制度トシテハ適當ナルヲ認リ、本
人ノ被僱ノ課所ノ情况等ニ依リ
ニ階級以上ヲ適宜ニ昇設スルハ規則
ニ於テ否定シテラス、其意味ニ於テ差
當リ改正ノ必要ヲ認メス

十三、夜間作業ノ加給ハ正子ノ界
トシテ二種類ニ区分シテ内分ノ二ノ
至十分ノカヲ給スルノ科ニ改スル

十四、慶典金ニ至リテハ
ノ給與ヲ度

十四、領事ヲ勤勞スル
十ナ但シ請獎由獨ニ規定スルハ或然者
數カラン成ケルハ慣例タラシムル如ク
努力スル

十五、職中規則等ニ章
ノ第一至十三條第一節普
通章條ノ從業員ノ
和樂慰安ノ根幹ヲ成
スルヲ以テ後リ年何回
ト支給期ヲ定メラレ度
其ノ値シ其ノ額ハ自己裁

十五、氣力ノ回答ニ依リ差知マシレ度
十六、ノ回答ニ依リ差知マシレ度